

第 28 回 JADA 発第 104 号
平成 28 年 12 月 19 日

2016-005 事件
ボディビル競技

X

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
会長 鈴木 秀典



同意に基づく決定書

標記事件につき、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）は、日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）7.10.3 項の規定に基づき、下記のとおり決定する。

記

[決 定]

- ・ 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 9 条及び同 10.8 項に従い、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績（2016 第 14 回男子中四国ボディビル選手権大会における競技成績を含む。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- ・ 本規程 10.2.1.1 項及び同 10.11.3.1 項に従い、平成 28 年 10 月 14 日より 4 年間の資格停止とする。

[理 由]

- ・ 平成 28 年 9 月 4 日に実施された競技会検査において競技者から検出された物質メタンジエノン (Metandienone) の代謝物は、2016 年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S1. 蛋白同化薬」において禁止物質とされているため、本規程 2.1 項に定める「禁止物質」に該当する。これに対して競技者は、B 検体についての分析は要求せず、また、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しても特段争わなかった。
- ・ そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在すること）の違反が認められ、同 9 条及び同 10.8 項に基づき、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績（2016 第 14 回男子中四国ボディビル選手権大会における競技成績を含む。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒

賞（もしあれば）はいずれも剥奪される。

- また、上記検出物質は、「禁止物質」に該るものである一方で、禁止表における「特定物質」には該当しないところ、競技者は、本件の違反が意図的ではなかったことについての主張・立証を行わなかった。よって、本件においては本規程 10.2.1.1 項本文が適用される。
- 上記の事実及び今回の違反が 1 回目の違反であることからすれば、本規程 10.2.1.1 項の定めに基づき、競技者を 4 年間の資格停止とするのが相当である。
- 本件では、競技者に対し、JADA 担当者による平成 28 年 10 月 14 日の通知以来、本決定に至るまで、本規程 7.9.1 項に基づく暫定的資格停止が課されている。したがって、同 10.11.3.1 項により、資格停止期間の開始日は同年 10 月 14 日とする。
- なお、本件では、競技者において、本規程 7.10.1 項に従い、上記の違反について自認し、暫定聴聞会及び聴聞会をいずれも放棄した上で、JADA から申し入れられる措置を頭書記載の日付でもって受諾している。したがって、本件においては、日本アンチ・ドーピング規律パネルによる聴聞会は開催されず、本規程 7.10.3 項に従い、JADA の名において本決定書を発行するものとする。

以 上